

議案第十号

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立いきいきプラザ条例の一部を改正する条例

港区立いきいきプラザ条例（平成二十二年港区条例第十号）の一部を次のように改正する。  
第二条の表港区立白金いきいきプラザの項の次に次のように加える。

港区立神応いきいきプラザ

東京都港区白金六丁目九番五号

別表二の部白金の項の次に次のように加える。

神 応			
集会室A（洋室）	集会室B（洋室）	集会室C（洋室）	敬老室（和室）
五〇〇円	九〇〇円	九〇〇円	
七〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	
七〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	八〇〇円

体育館	五、四〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円
-----	--------	--------	--------

別表二の部備考に次のように加える。

四 港区立神応いきいきプラザの体育館の午後の利用は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に限る。

付 則

この条例は、区規則で定める日から施行する。

（説明）

神応いきいきプラザを新たに設置するため、本案を提出いたします。